

藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命について
次の者を藤沢市奨学金給付審査委員会委員に委嘱し、又は任命する。

2025年（令和7年）8月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

1 氏名等

氏 名	生年月日	住所等	選出 区分	新任 再任 の別	委嘱 任命 の別	備 考
かわぐち こうへい 川口 浩平			関係行政機関 の職員	再任	任命	教育部長
いしだ よしてる 石田 芳輝			関係行政機関 の職員	再任	任命	教育総務課長
たなか かずや 田中 和也			学校教育 関係者	再任	委嘱	神奈川県立 高等学校校長
おおかわ ち ゆき 大川 千幸			学校教育 関係者	再任	任命	藤沢市立 中学校長
に ぶ ひろゆき 二部 寛之			学識 経験者	再任	委嘱	福祉関係者
せきの あ き こ 関野 亜希己			学識 経験者	再任	委嘱	事業者代表

ひとみ ようこ 人見 窈子			学識 経験者	再任	委嘱	事業者代表
みやじ りょうこ 宮治 亮子			関係行 政機関 の職員	新任	任命	地域福祉 推進課職員
こしかわ まさおき 越川 正興			関係行 政機関 の職員	新任	任命	こども家庭 センター職員
こばやし ゆうき 小林 裕樹			関係行 政機関 の職員	新任	任命	生活援護課 職員
つばや まき 坪谷 麻貴			関係行 政機関 の職員	再任	任命	教育部参事

2 任期

2025年（令和7年）9月1日から2027年（令和9年）4月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市奨学金給付審査委員会規程第1条及び第3条の規定により新たに委員を委嘱し、又は任命する必要による。

参 考

藤沢市奨学金給付審査委員会規程（令和7年9月1日施行） 抜粋
（設置）

第1条 藤沢市奨学金給付規則（平成29年3月10日藤沢市教育委員会規則第4号）に規定する奨学金に関し、給付対象者の選考その他必要な事項を審査するため、藤沢市奨学金給付審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、11 人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

(1) 神奈川県立高等学校校長 1 人

(2) 藤沢市立中学校長 1 人

(3) 福祉関係者 1 人

(4) 事業者代表 2 人以内

(5) 地域福祉推進課職員 1 人

(6) こども家庭センター職員 1 人

(7) 生活援護課職員 1 人

(8) 教育部参事 1 人

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則 (令和7年教委訓令甲第2号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年9月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程による改正後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第5項の規定にかかわらず、令和9年4月30日までとする。